

一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市南の森西4丁目4番地 1 1
氏 名 有限会社 双幸運輸
代表取締役 平尾 徳實 様

令和 7 年 3 月 7 日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・ 最終処分の別	収集運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴って生じる一般廃棄物（産業廃棄物に該当しないボサ・抜根等）
営業所の所在地及び名称		帯広市南の森西4丁目4番地 1 1 有限会社 双幸運輸
許可期間		令和 7 年 4 月 7 日から 令和 9 年 4 月 6 日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		中札内村全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	河西郡中札内村中札内西 1 線 2 3 1 番地 1 中札内運輸 中間処理場
	その他	・一般廃棄物の処分を行う場合、法施行令第 3 条の基準によること。 ・各種関連法規を遵守すること。

令和 7 年 3 月 2 1 日

中札内村長 森田 匡彦

